

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から54年3月まで
昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料は、母が私の分と一緒に郵便局で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適正に行っており、昭和57年1月以降で納付時期が確認できる期間は納付期限内に納付しているなど、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時同居していた申立人の母親が、申立人と母親の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しており、母親は、昭和40年7月以降、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたと証言しており、当時同居していた申立人の姉も、申立人が母親に保険料の納付を依頼していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年3月まで

昭和52年2月から53年3月までの国民年金保険料は、A市に転入後、市の職員に勧められ、54年9月ごろに過去の未納分を一括で集金人に納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の妻も、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立人が申立期間の保険料を一括で納付したと主張している昭和54年9月ごろは、第3回特例納付の実施期間中であること、申立人及びその妻は、申立人の11か月分及び妻の12か月分の保険料を54年9月に第3回特例納付により納付していること、当時、申立人は厚生年金保険に加入しており、国民年金保険料を納付するのに問題のない経済状況であったものと推認されることから、申立期間の保険料についても、第3回特例納付により納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に保険料の納付を勧めたとする市の職員が、申立期間当時職員として在籍していたことが確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は免除申請の手続を行った覚えは無く、国民年金保険料は A 市役所の職員が自宅に集金に来て納付したはずであり、免除記録になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、昭和 62 年 4 月から 60 歳で資格喪失するまでは付加保険料を納付しているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人夫婦は、申立期間のころ、申立期間の 1 か月の保険料額 (3,300 円) より高額の特例納付保険料 (1 か月 4,000 円) により、夫婦合計で 10 万円 (25 か月分) を納付していることから、申立期間が申請免除期間となっているのは不自然である。

さらに、申立期間に近接した時期に納付した第 3 回特例納付に係る記録が、社会保険事務所において昭和 62 年 4 月 3 日に未納から納付済みに追加処理されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は免除申請の手続を行った覚えは無く、国民年金保険料は A 市役所の職員が自宅に集金に来て納付したはずであり、免除記録になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、昭和 62 年 4 月から 60 歳で資格喪失するまでは付加保険料を納付しているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人夫婦は、申立期間のころ、申立期間の 1 か月の保険料額 (3,300 円) より高額の特例納付保険料 (1 か月 4,000 円) により、夫婦合計で 10 万円 (25 か月分) を納付していることから、申立期間が申請免除期間となっているのは不自然である。

さらに、申立期間に近接した時期に納付した第 3 回特例納付に係る記録が、社会保険事務所において昭和 62 年 4 月 3 日に未納から納付済みに追加処理されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 9 月まで

私は、昭和 47 年 1 月から同年 9 月までの期間の保険料を A 区の郵便局において、50 年 3 月 26 日に一括で納付した際の領収証書を持っており、当該期間が未納及び特例納付となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した昭和 50 年 3 月 26 日付けの領収証書を所持しており、この保険料が還付されたことをうかがわせる特段の事情は認められないことから、申立人が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたものとみられる。

昭和 50 年 3 月 26 日は、時効により申立期間の保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、社会保険庁の記録において、申立人は、特例納付により昭和 47 年 4 月から同年 8 月までの期間（5 か月）の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、50 年 3 月 26 日に 47 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料（9 か月）を納付したことを示す領収証書及び 52 年 11 月 21 日に 47 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料（「不足分」350 円）を納付したことを示す領収証書を所持している。納付期間の重複や金額の異同などがあることを踏まえると、特例納付により納付済みとされている 47 年 4 月から同年 8 月までの保険料（5 か月）は、未納となっている特例納付対象期間の 43 年 3 月から同年 7 月までの保険料（5 か月）として納付したものと考えるのが相当であるとともに、52 年 11 月 21 日に納付した 350 円の保険料は過誤納であると考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和56年10月から国民年金保険料の納付を口座振替にした。申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、預金が残高不足になったことは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、未納とされている期間は申立期間のみであり、3か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の保管する「国民年金保険料・口座振替のお知らせ」のはがきにより、A区において保険料の納付を口座振替で行っていたことが確認できる上に、申立期間当時、申立人の夫は安定した収入があることから、申立人の申立内容は信用性があると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年5月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和51年4月から52年3月まで

私は会社を退職し、国民年金の加入手続を行い、申立期間のころの保険料は集金人に納付していた。当時、集金人は国民年金手帳を持ってこないで、厚手の用紙に集金人の印鑑を押しており、その用紙には3年か4年分の赤い領収印が押してあった。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた集金人の存在が確認できること、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、申立人の主張どおり、厚手の用紙で3年分の納付状況を記録できる「国民年金保険料領収カード」を集金人が使用していたことが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の近所の人は、申立人と同じ集金人に国民年金保険料を納付し、申立人も同様に納付していた旨を証言している上、申立期間について納付済みとなっている。

さらに、申立人は昭和47年5月に国民年金に任意加入しており、任意加入したにもかかわらず、加入直後の期間を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 42 年 7 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 7 月及び同年 8 月

父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、私が昭和 42 年に厚生年金保険に加入するまで父が納めてくれていて、私はその分のお金を給料時に父に渡していた。その当時、同居していた家族も一緒に国民年金に加入し、父が保険料を納め、納付済みとなっているのに、私にだけ未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月に申立人の母親及び兄と連番で払い出されていること、母親及び兄は、申立期間を含め、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、申立人の父親が納税組合により家族全員の保険料を納付していたとの申立内容に不自然さは見られず、申立人の申立期間の保険料も一緒に納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人の兄は、申立人の父親が家族全員の国民年金保険料を納付していたと証言している。

さらに、申立期間②は 2 か月と短期間であり、その直前まで 2 年以上納付済みとなっていることから、この期間も同様に納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和50年7月から53年9月まで

当時、私はA市にある事業所に住み込みで勤めていた。20歳になった時、経営者の勧めもあって国民年金に加入し、国民年金保険料は定期的に来ていた集金人に納付していたので、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時、住み込みで勤めていた勤務先の経営者と同様に集金人に納めていたと主張しており、当該経営者は昭和47年4月以降、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付していること、当該勤務先があったA市では、申立期間当時、国民健康保険の外回りの徴収員が国民年金保険料を便宜的に預かっていたことが確認できること、申立人自身の国民健康保険の加入記録は確認できなかったものの、当該経営者は、48年1月1日から国民健康保険に加入していることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年8月に払い出されており、50年4月から同年6月までは納付済みとなっていることから、加入直後の申立期間①を納付しなかったと考えるのは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人は昭和51年ごろに住み込みをやめたと述べており、それ以前とは生活環境が変わっている上、社会保険事務所が保管する被保険者台帳（特殊台帳）には、50年7月から53年3月までの保険料について過年度納付に係る納付書が送付された旨

が記載されており、勤務先経営者と同様に集金人に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料についてさかのぼって納付した記憶は無く、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、国民年金が始まってからずっと保険料を納付してきたはずであり、昭和40年4月から41年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳で資格喪失した平成7年2月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年1月の時点では、時効により保険料を納付できない期間が納付済みとなっており、当該期間については特例納付したものと推認されるが、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者台帳（特殊台帳）にその記録は無く、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、集金に来ていた町内会長に国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人が名前を挙げた人物が、申立期間当時、申立人が居住する地区の町内会長であったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年11月30日から55年2月5日までの船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における54年11月30日資格喪失及び55年2月5日資格取得に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月28日から同年3月1日まで
② 昭和54年11月30日から55年2月5日まで

私は、昭和49年1月28日から同年3月1日までB船に、54年11月30日から55年2月5日までA社が船舶所有者のC船に乗船して勤務していた。

船員保険の記録が無いということに納得できない。船員手帳の写しを添付するので、申立期間が被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所の記録から、申立人がA社のC船において昭和53年1月17日に船員保険の資格を取得し、54年11月30日に資格を喪失後、55年2月に同船舶において再度資格を取得しており、54年11月から55年1月までの期間の被保険者資格が無い。

しかしながら、申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が申立期間②を含む昭和53年1月18日から56年1月16日までの期間においてA社に雇い入れられていたことが確認できる。

また、申立人がC船と一緒に乗船していたと主張している複数の同僚は、社会保険事務所の記録により、申立期間②前後を含め、当該事業所における船員保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち1名は、「申立人と一緒に出漁しており、申立人の船員保険が途中、3か月だけ無いのはよく分からないが、自分が降りたときに申立人はまだいた」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、船員保険料をA社により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後の標準報酬月額が申立人と同額である同僚の昭和54年11月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、船舶所有者が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年11月から55年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、船舶所有者は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が所持する船員手帳によると、B船に係る雇入年月日は昭和49年1月28日、雇止年月日は同年3月1日と記載されているものの、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法における海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するため記載させているものであり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることはできない。

また、申立期間①について、申立人が船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する船舶所有者別被保険者名簿によると、申立期間に資格取得した者の中に申立人の名前は無く、欠番も無い。

加えて、申立人が同僚であったと主張している者に照会したところ、「なぜ、自分に記録があって申立人に記録が無いのか、それは船主でないとわからないが、もう社長はいないだろう」と供述している上、同事業所は、平成3年12月31日全喪となっており、船舶所有者から証言を得ることができず、当時の状況が不明である。

このほか、申立期間①において船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月2日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を45年3月については6万8,000円、同年4月については7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月2日から同年5月2日まで

私は、昭和45年3月2日に、出資元であるB社から出資先のA社へ異動した。A社における厚生年金保険資格取得日が昭和45年5月2日となっていることに納得がいかず、申立期間に係るA社の辞令書並びに給与明細書の写しを添付するので、申立期間当初から被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の辞令及び給与明細書の写しから、申立人がA社に昭和45年3月2日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書記載の給与額から、昭和45年3月については6万8,000円、同年4月については7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保険の記録における資格取得日が同日である昭和45年5月2日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年3月分及び同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月15日から37年1月10日まで
私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、平成12年6月28日に退職するまで継続して勤務してきた。私の年金記録をみると昭和36年12月15日から37年1月10日まで1か月の欠落がある。この期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者加入記録及び人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年12月15日付で同社本店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年1月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事業は無いものの、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和37年1月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る36年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月26日から同年7月1日まで

私は、B社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間に1か月の欠落があった。厚生年金保険料が控除されていたはずなので調査して下さい。

第3 委員会の判断の理由

A社が平成4年6月30日付けで作成した退職金支給明細書及び平成4年分の源泉徴収票（給与支払者・A社）の写しから、申立人が申立期間当時に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年5月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と整合性のある平成4年6月26日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和39年4月から平成9年6月末まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の厚生年金被保険者台帳及び在籍証明書により、申立人がA社に昭和39年4月から平成9年6月末まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の厚生年金被保険者台帳の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和39年11月1日とすべきA社B支店における資格喪失日を、誤って39年10月27日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に、申立期間②に係る同事業所における資格喪失日に係る記録を29年1月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和28年12月31日から29年1月1日まで

私は、申立期間①及び②の前後も含めて、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の厚生年金被保険者台帳及び回答書により、申立人がA社に昭和27年4月1日から29年1月1日まで継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業所の厚生年金被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和27年4月1日とすべきA社B支店における資格取得日を誤って27年5月1日として届け出たこと、及び29年1月1日とすべき同事業所における資格喪失日を誤って28年12月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る27年4月の保険料及び28年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和48年11月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月15日から同年12月1日まで

私の厚生年金保険の記録では、A社のD工場で昭和48年11月15日資格喪失、C工場で同年12月1日資格取得となっているが、同社における厚生年金保険の資格は継続しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録票、E企業年金基金の加入履歴、F健康保険組合から提出された資料及び意見の提出の求めについて（回答）及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の厚生年金基金の加入記録において、申立人の同社C工場における資格取得日の記録は、同基金の代行返上時に、昭和48年11月15日から同年12月1日までとされていたことが、同基金が保管していた被保険者記録突合リストから確認できる。

さらに、同社は申立期間当時の厚生年金保険及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の届出用紙を使用していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する、昭和48年11月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和48年11月の標準報酬月額については、厚生年金基金及び社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、申立期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を平成16年10月25日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月から同年11月までの期間については18万円、同年12月から17年1月までの期間については20万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年10月25日から17年2月3日まで

私は、平成18年10月に厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、16年10月25日から17年6月1日までA社に勤務していたのに、同事業所における厚生年金保険被保険者期間は17年2月3日から同年6月1日までとなっており、16年10月25日から17年2月2日までの間が抜けている。

この間の厚生年金保険料は事業主が控除しているので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、在籍証明書及び賃金台帳から、申立人が平成16年10月25日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の賃金台帳の記録から、平成16年10月から同年11月までの期間については18万円、同年12月から17年1月までの期間については20万円とすることが妥当であ

る。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間直後からは適用事業所となっているが、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、法人の事業所であることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立事由の発生経緯について「事業開始の多忙と制度への理解不足により、当該事業所に係る厚生年金保険等の適用年月日については、新規適用届を管轄の社会保険事務所へ提出すれば事業開始時の平成16年10月25日までさかのぼって適用されるものと誤認していたことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していたものの、社内に留保されたのみで、申立人の年金加入期間に空白を作る結果となった。」と供述しており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成16年10月から17年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたA社は、申立期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和51年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月16日から同年7月5日まで

私は、昭和51年6月16日から同年7月5日までの間が未加入となっている。51年6月16日に4社合併（B事業所、C事業所、D事業所及びE事業所）し、A社となったが、合併前はB事業所に勤務し、合併時になにか事務的な手違いがあつて、15日間の未加入となっているのではないか。いずれにしても、会社も継続しているし退職もしていないので、その間を未加入でなく加入期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の照会回答、雇用保険の加入記録及びF国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が昭和44年11月14日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年7月5日の資格取得時の社会保険庁の記録から20万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間の直後からは適用事業所となっているが、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、4社が合併して設立された法人であり、また、同

社が新規に適用事業所となった時点の被保険者数からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、厚生年金保険に関する資料は何も残っていないものの、社会保険庁の記録どおりの届出を行ったと供述していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年2月1日とし、資格喪失日に係る記録を44年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、43年2月から同年9月まで1万2,000円、43年10月から44年1月まで1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から44年2月1日まで
申立期間は、A社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び同僚二人の供述から、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していた同僚と同じ勤務形態で勤務していたことが認められ、当該事業所が厚生年金保険に加入させるべき職員については、厚生年金保険に加入させている旨を回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和43年2月から同年9月まで1万2,000円、43年10月から44年1月まで1万6,000円とすることが妥当である

なお、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないため、社会保険事務所の記録から申立人の記録が失われたことは考えられず、また、仮に、事業主から申立人について被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険

事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 2 月から 44 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和34年9月25日から35年2月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年9月25日から35年3月1日まで
② 昭和35年3月9日から36年6月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①のA社における資格喪失日が昭和34年9月25日となっているが、実際は35年3月1日まで勤務しており6か月の欠落期間がある。また、申立期間②のB社C支店の資格取得日が36年6月1日となっているが、実際は35年3月9日から雇用されており15か月の欠落期間がある。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社において、昭和35年3月1日まで勤務していたとしているところ、社会保険事務所が保管する「健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿」では資格喪失年月日が34年9月25日と記録されている。

一方、申立人は、当該事業所に勤務していた昭和35年1月ころに高校時代の恩師から、「当該事業所に勤めていても将来性は望めないので、しっかりした会社に勤めた方がいい」と申立期間②の事業所を紹介され、同事業所に勤める直前まで一貫して当該事業所に勤務していたとする事実経過の説明は具体性があり、信憑性も認められる。

また、申立人は、申立期間②の事業所に勤める直前まで当該事業所で経理の仕事をしており、勤務場所、勤務時間及び業務内容に変化はなかった

とする勤務実態に関する説明にも信憑^{びよう}性が認められることから、申立期間①においても当該事業所に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。なお、申立期間①のうち昭和 35 年 2 月については、同年 2 月 1 日に申立期間②の B 社における雇用保険を取得していることから認めることはできないが、34 年 9 月 25 日から 35 年 2 月 1 日までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

さらに、申立期間①のうち昭和 34 年 9 月 25 日から 35 年 2 月 1 日の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する「健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿」の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人から提出された社員名簿、20 年勤続表彰状及び雇用保険の記録により勤務実態は確認できるものの、申立内容及び事業所への照会から、当時、申立人が日雇か臨時社員の扱いではなかったかと考えられる上、申立人もこのことを承知しており、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 42 年 2 月 17 日に全喪事業所となっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案1203

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私は、昭和38年6月に現住所で事業を開業して姉と同居するようになり、38年か39年に国民年金に加入した時、自治会役員の集金人から勧められて、36年4月にさかのぼって保険料を納付した。申立期間について、姉は納付済みとなっているのに私が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和42年3月以降であり、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和38年又は39年に36年4月にさかのぼって未納となっていた保険料を集金人に納めたと主張しているが、自治会の集金では過年度保険料を取り扱うことはできず、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年6月まで

私の夫が、昭和44年3月28日に1万円ぐらいで国民年金保険料の納付可能なものはすべて納付したはずであり、申立期間が納付の記録となっていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市での国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の夫が行ったと主張しているが、申立人の夫は既に亡くなっており、当時の納付状況等を聴取することができず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、最初に払い出された国民年金手帳記号番号では昭和42年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、A市から払い出された国民年金手帳記号番号による最初の資格取得日は、同市の被保険者名簿に43年7月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため、申立人は任意加入被保険者となる期間であり、A市において国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年1月以降の時点では、さかのぼって保険料を納付できない期間である。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿では、昭和43年4月から6月までの検認記録欄に「納付不要」と記載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 2 月まで

平成 19 年 10 月に社会保険事務所で年金の納付状況を確認した結果、私の国民年金の昭和 58 年 5 月から 60 年 2 月までの期間が未納であることが判明した。昭和 58 年 4 月ごろに A 市役所で加入手続を行い、58 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は 1 年に 1 回約 7 万円を、社会保険事務所から送られてきた納付書により、B 銀行 C 支店で納付したはずであり、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが確認できず、A 市 D 区役所の調査においても申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが確認できないことから、申立人が国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、このほかに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの期間及び10年4月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年4月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から15年3月まで

昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、7年にA社会保険事務所にて、36万円を納付したことをはっきりと覚えている。平成10年4月から15年3月までの保険料は、送付されてきた納付書をA社会保険事務所を持参して納付していた。申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の昭和61年4月1日以降の国民年金資格得喪記録は平成9年5月9日に処理され、かつ、申立人の基礎年金番号が同日に払い出されたことが確認できる上に、申立人の国民年金第3号被保険者の記録によると、3号特例の期間は3年4月から7年1月までとなっていることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは9年3月であると考えられ、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間①の保険料を平成7年に一括で納付したと主張しているが、この時点においても、申立期間①は時効により保険料を納付することができず、申立期間②の保険料についても、申立人の夫の給与から控除されていたと述べているなど、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立期間は合計で120か月と長期間であり、申立期間以外にも未納期間が散見され、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 4 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月から 62 年 4 月まで
② 昭和 62 年 9 月から同年 12 月まで

私は、申立期間①及び②の保険料について、平成元年の結婚後に A 市役所で一括して納付したので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の未納保険料について、結婚後の平成元年 12 月ころに A 市で一括して納付したと主張しているが、申立期間①及び②の昭和 62 年 9 月分については時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、会社を退職（昭和 61 年 9 月）してから結婚（平成元年 11 月）するまでの間の未納期間の保険料を平成元年 12 月ころに一括して納付したと述べているが、そうであれば、納付済みとなっている昭和 63 年度の保険料は過年度納付によるものであるはずのところ、被保険者記録によると、63 年度の保険料は現年度納付となっていることから、申立人の主張とは一致しない。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 61 年 11 月以降となっており、申立期間①及び②の保険料は、当時、申立人の両親等により納付された可能性も考えられることから、肯定的な周辺事情の一環として、国民年金加入手続をしたとする申立人の父に当時の納付状況等について聴取しようとしたが、健康上の理由等で聴取できないこと、及び申立人の母は当時の納付に関与していないため納付状況について確認できないことなどから、申立期間当時の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から45年3月まで

私は、昭和54年か55年にA市役所から、未納だった40年3月から45年3月までの国民年金保険料を特例納付できるという通知が郵送されてきたので、申立期間の保険料を妻に現金で一括して納付させたのに、この期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特例納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間の特例納付金額については覚えておらず、強いて答えれば10万円から20万円の間とあいまいな記憶しか無く、実際の法定保険料の24万4,000円と大きく異なっている。

また、申立人の妻は、納付した場所及び納付方法について、市役所に現金を持参したか、納税組合の集金人に渡したかのどちらかではないかと述べているが、いずれも保険料を納付できないなど申立内容が明確でない。

さらに、申立人は、申立期間の特例納付に直接関与していないため、申立内容が明確でなく、納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は61か月と長期間である上に、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から53年3月まで
私が20歳になった時、母が国民年金の加入手続を行った。私は、母に給料の半分を渡し、母がその中から国民年金保険料を納付していた。未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和53年1月以降であることから、申立期間のうち50年9月以前の保険料については、時効により納付することができない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を納付したとされる母親は既に亡くなっているため証言が得られない上に、申立人は申立期間の保険料納付に関与していないことから、納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、20歳になれば国民年金に加入するのが当然だと思い、A区役所で加入手続をし、結婚後も任意加入で保険料を納付してきたのに申立ての未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月ころB市に転居し、申立期間の保険料をC銀行D支店で納付していたと主張しているが、社会保険庁の被保険者台帳ではE区からB市への進達が51年5月26日と記載されている上に、申立人の年金手帳の交付時期及び交付場所の記憶が定かでない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も存在せず、申立期間は48か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から51年8月までの期間及び52年7月から53年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から51年8月まで
② 昭和52年7月から53年4月まで

私は、昭和55年ごろ、A市役所で国民年金の未納分を調べてもらい、未納分の国民年金保険料を月払いで納付する手続きをした。毎月1万円から5万円を納め、3年から4年で納付し終えた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月ごろに払い出されており、その時期は第3回目の特例納付の期間であるが、申立人の年金記録では、37年11月から38年3月までの期間について55年6月に特例納付していることが確認できるものの、第3回目の特例納付期間の最終納付期限が55年6月30日であることから、申立期間の保険料を3年から4年で納付し終えたとする申立人の申立内容は不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をB銀行C支店とD支店で納付したと供述しているが、申立期間は合計171か月と長期間にわたり、月払いで納付したとしても、これだけ長期間の収納処理事務を金融機関及び行政機関が続けて誤ることは考え難い。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年2月までの期間及び7年3月から8年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から7年2月まで
② 平成7年3月から8年12月まで

私は、申立期間①について、平成5年7月に公務員を辞職し、すぐに国民年金に強制加入し保険料を納付してきた。申立期間②についても任意加入し保険料を納付してきた。申立期間①及び②について保険料を納付してきたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和10年3月生まれであるため国民年金の加入可能年数は33年(396か月)となり、申立人の共済年金での基礎年金の対象となる期間が昭和36年4月から平成5年6月までの387か月及び国民年金の納付が平成5年7月から6年3月までの9か月で合計33年(396か月)になることから、申立期間①の前に加入可能年数の保険料納付期間を満たしている上に、申立期間②について任意加入できない期間となる。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人から提出のあった申立期間に係る平成6年、7年及び8年の確定申告書(控)により、記載されている国民年金保険料額は一人分と確認でき、申立人の妻の分のみが納付されていたと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで
私がA市に住んでいた昭和43年4月から54年3月までの国民年金保険料は、途切れることなく夫と同時に納付したのに、未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市での国民年金手帳記号番号の払出しは、B社会保険事務所が保管する記録及び申立人が所持する国民年金手帳から、昭和48年8月であることが確認でき、46年6月以前の保険料は時効により納付できない上に、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人には、昭和45年にC県D町で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人はこの加入手続及び納付に関与しておらず、当時の納付状況等の詳細について確認ができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から同年12月まで
申立期間の保険料について、私は、3か月ごとにA市B町の年金保険料徴収窓口で納付しており、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所の記録から、申立期間より後の昭和42年4月12日以降であることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間後の昭和40年1月から42年3月までの27か月分の保険料を42年4月27日に過年度納付しており、この時点では申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行っていたと主張するA市B町の年金保険料徴収窓口は、存在しないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年10月まで

私の国民年金保険料は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」の平成4年5月20日から母が納付してくれていたはずである。父をはじめ家族もきちんと納付しており、3歳下の妹も20歳の時は学生だったがきちんと納付していたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付はその母親が行ったと主張しているが、母親が病気のため当時の状況を聴取することができず、申立人自身はこれらに関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が平成6年9月以降であること、申立人は申立期間直後の4年11月から6年3月までの国民年金保険料を時効直前の6年12月に納付していることから、申立人が保険料を納め始めたのは6年12月であったものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月まで

私は昭和 38 年 4 月に会社を退職する際、会社の人から、「すぐに市役所に行き国民年金につなげなさい」と言われ、市役所で国民年金の加入手続を行った覚えがある。退社後、結婚し、すぐに子供ができ、子育てに忙しかったので、2年後の手続は考えられない。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭意見陳述において、申立期間の国民年金保険料は申立人の義母が納付したと述べているが、義母は既に亡くなっており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人は、昭和 38 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、それより後の 40 年 10 月となっており、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、このほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1217

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から50年6月まで

私が国民年金に加入した当時は大学生だったが、自営するつもりでいたので将来に不安を感じ、A区B出張所に行き加入手続を行った。昭和50年10月に結婚し、その後、52年11月ごろにまとめて納付書が郵送されてきて、2か月分から3か月分の保険料をまとめて納付した。50年7月の保険料から納めていたということは結婚以前から加入していたということであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和52年10月14日となっており、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和39年9月から納付書により郵便局で保険料を納めていたと主張しているが、申立期間の前半の保険料徴収方法は印紙検認方式であったことから、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から62年3月まで
身体が弱い自分のために、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたはずだ。詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、申立人が国民年金に加入した記録は無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、保険料の納付状況を聴取することができない上、申立人は、保険料納付の時期、方法、金額等について母親から聞いていないため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は305か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から51年12月まで
昭和47年4月ごろ、「10万円納めれば、36年4月から国民年金に加入したことになり、将来年金がもらえる。」と近所の有志に勧められ、郵便局に10万円を持って行った。その後も毎月国民年金保険料を郵便局で納めていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、36年4月から47年3月までの国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は54年1月以降に払い出されており、それより前の47年に保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和36年4月から40年9月までの保険料を特例納付しているが、その納付時期は、申立人が主張する47年ではなく55年であることが確認できる上、申立人が主張している納付金額も、36年4月から47年3月までの保険料を47年に特例納付した場合の保険料額とは異なっている。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和47年4月以降については現年度納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（54年1月以降）を前提とすると、その主張は不自然である上、具体的な納付状況が明確ではなく、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 9 月 1 日に会社を退職した際、会社の人から国民年金の手続をするように言われたので、市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は母親に依頼して納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、平成 9 年 7 月 1 日であることが記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、国民健康保険の手続と一緒に行ったと主張しているが、当時同居していた申立人の両親については、申立期間に係る国民健康保険の加入記録が有るにもかかわらず、申立人については、申立期間に係る国民健康保険の加入記録が無く、国民健康保険の資格取得日は国民年金と同じ平成 9 年 7 月となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料はその母親が納付していたと主張しているが、母親は既に亡くなっており、当時の納付状況等を聴取できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1221

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
昭和38年9月にA市へ引っ越して、その年の11月に自分でA市役所B支所へ行き国民年金の加入手続を行い、加入と同時に女性の集金人に36年及び37年の保険料を納めたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月に国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間の保険料を集金人に納付したと主張しており、この時点では、申立期間の一部は過年度納付が可能であるが、集金人は過年度保険料を取り扱うことができず、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年11月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から当時の家計簿及び日記が提出されているが、申立期間の保険料を納付していたことがうかがえる記載は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月から25年8月まで
② 昭和30年10月から34年5月まで
③ 昭和35年5月から39年12月まで

平成20年1月に厚生年金保険加入期間について記録照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、A郡B町のC社、D事業所及びE社に勤め、厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①（C社）、②（D事業所）及び③（E社）に係る当時の仕事内容、雇用形態等について具体的に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立期間①、②及び③の事業所に係る当時の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無い上に、申立期間①に係るC社は申立期間において女性の被保険者は存在しないことが確認できる。

また、申立期間①、②及び③に係る事業所は厚生年金保険の適用事業所であったが、申立期間①の事業所は昭和40年4月30日に、申立期間②の事業所は35年1月5日に、申立期間③の事業所は平成5年2月17日に全喪しており、事業主等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

さらに、申立人が述べている申立期間②に係るD事業所での同僚から聴取したところ、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できたが、社会保険に加入していたかどうかは分からないと述べており、申立期間③に係る

E社の被保険者に聴取したところ、申立人の勤務実態を確認できず、ほかの同僚等からの証言も得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月から32年12月まで
② 平成4年12月から6年1月まで

昭和28年11月から32年12月までの期間についてはA社に、平成4年12月から6年1月までの期間についてはB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、年金記録の訂正についてあっせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社については、社会保険事務所の適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年7月1日であり、申立期間①のうち28年11月から32年6月までについては、適用事業所となっていない上に、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、32年7月以降の資格取得者の中に申立人の氏名の記載は無い。また、当該事業所は、昭和50年6月1日に厚生年金保険を全喪しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取できない。

申立期間②のB社については、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格は平成4年3月3日資格取得、同年12月11日資格喪失となっており、事業主が保管していた健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同喪失確認通知書においても同様の記録となっている。また、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から33年10月まで

私は大学卒業と同時に、昭和32年4月1日付けでA区のB事業所に就職し厚生年金保険に加入していたはずなので、社会保険事務所の記録で資格取得日が33年11月21日となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C共済加入者資格証明書により、申立人は、申立期間当時、B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和33年11月21日となっており、申立人が所持している年金手帳にも、初めて厚生年金保険の被保険者になった日は33年11月21日と記載されている。

また、事業主は、申立期間は厚生年金保険の任意加入期間であり厚生年金保険の加入は本人の自由であったこと、及び常勤として採用されてから1年間は試用期間として厚生年金保険に加入させていないため、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを回答している。

さらに、事業主の証言どおり、申立人の同僚は昭和30年4月1日から当該事業所に勤務しているが、31年4月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年2月まで
② 昭和39年3月から40年3月まで

私は、昭和38年10月から39年2月まではA事業所で、また同年3月から40年3月まではB社で働いていたが、いずれの期間についても厚生年金保険の加入記録が無い。両方の期間共に厚生年金保険の被保険者だったと思うので、なぜ加入記録が無いか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするA事業所は、当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、「同事業所は従業員が4、5名の町工場であった。」と供述しており、当該事業所は、当時、厚生年金保険の非適用事業所であった可能性が高いものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、「B社での勤務形態は不明で、アルバイトだった可能性もある。」と供述しており、申立人が上司であったと主張している者と同姓の者に照会したところ、「申立人と同じ姓の者はいたが、フルネームまでは憶えていない。」と供述していることから、申立てに係る証言を得ることはできなかった。加えて、同社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間②に係る保険料を納付したかどうか等、すべて不明。」と回答しており、当時の状況が不明である。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和39年3月1日から40年4月1日までの期間に資格取得した55名の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 9 日まで
私は、昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 9 日まで、A区B所在のC社（現在は、D社。）に運転手として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるのに未加入になっていることに納得できない。同社に採用された後は、同社が社宅として借り上げてくれたアパートに入居していた。当時の勤務日誌を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、「運転手は全員正社員として採用していた。」という事業主の供述及び申立人から提出のあった勤務日誌等から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が申立期間以前から雇用保険加入手続を委託している社会保険労務士が保管している「雇用保険整理台帳」の申立人の氏名が掲載されているページ及び前後のページに掲載されている申立人を除く 47 名のうち 6 名は、雇用保険へ加入後、1 年 3 か月から 4 年 3 か月の期間を経た後に厚生年金保険に加入していることが社会保険庁の記録から確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿には、整理番号に欠番が無く、申立人の氏名は記載されていないことに加えて、当該事業所が加入するE厚生年金基金に申立人の加入記録が無い上に、申立期間に係る保険料の控除が確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

さらに、C社は、同社作成の社会保険加入台帳（昭和 34 年 7 月 1 日以降現在まで継続記帳）の健康保険証の番号は一連番号となっており、当該台帳に申立人は記載されていない旨供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 26 日から 56 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間中、A事業所に勤務していたのに、国民年金の加入期間となっており、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和46年9月26日から55年3月31日までA事業所に勤務していたことは認められるものの、社会保険事務所の記録から、46年9月26日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その時点での被保険者数が申立人も含め4人であったことが確認できる。

また、当該事業所は、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入手続及び保険料控除について、資料が無く不明と回答している上、申立人は厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等を所持しておらず、申立人の主張を認めるに足る関連資料等も確認できない。

さらに、申立人の国民年金保険料収納記録から、申立人が昭和 44 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、平成 7 年 1 月 6 日まで脱退手続を行っていないこと、及び資格喪失した翌月から国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人が、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月から 16 年 6 月 1 日まで

私は、平成 9 年 12 月から A 社に勤務しているにもかかわらず、16 年 6 月から厚生年金保険加入となっている。入社した当時から社長や上司に指摘したところ、加入する準備をしていると言うだけで、何百回と厚生年金保険に加入してくださいと私がお願いしても加入してくれなかった。社長が意図的に加入届を出さなかったと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書からは、申立期間の厚生年金保険料が控除されておらず、申立人自身も厚生年金保険料が控除されていなかったことを認識している。

また、A 社保管の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び B 厚生年金基金保管の「厚生年金基金加入員資格取得届」の資格取得年月日は社会保険庁の記録と一致しており、事業主も申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月20日から36年3月10日まで

私は、昭和26年6月20日から36年3月10日まで、A社（現在は、B社。）に勤務し厚生年金保険に加入していたが、その間の117か月分について、36年7月14日に脱退手当金が支給されていると言われた。その時期にはC市に住んでおり、私自身は受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時、退職予定者に対し脱退手当金に係る説明を行い裁定請求書は渡していたが、代理請求は行っていなかった。」旨を供述しており、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和36年3月10日の前後2年間に当該事業所を資格喪失し、その資格喪失日において脱退手当金の受給資格を有していた女性は29名いるが、そのうち脱退手当金を受給した者は10名であることから、事業主による委任に基づく代理請求がなされた可能性は低いと考えられる。

しかしながら、脱退手当金の決済処理を行う際に作成される厚生年金保険脱退手当金支給報告書が管轄社会保険事務所に保管されていることに加えて、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した管轄社会保険事務所へ回答されたことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から4か月後の昭和36年7月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないが、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。